

# 「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」の改訂について①

## 改訂のポイント

- 自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可の取扱いの基準を示す趣旨を冒頭に明記した。
  - 【本基準の趣旨】
  - 道路交通法は、一般交通に危険を生じさせ、又は一般交通の妨害となるおそれのある道路の特別の使用行為を一般的に禁止。ただし、一定の条件を付すことで危険性を制御できると認められる場合を道路使用許可によって許容。
  - 自動運転の実証実験も道路の特別の使用行為に当たるが、社会的有用性がある自動運転の早期の実用化を図るためには、実証実験を繰り返すことが必要であり、また、一定の条件を付すことで交通の安全と円滑の確保が可能。
  - このため、自動運転の実証実験を道路使用許可の対象とし、一定の条件の下で、道路において行うことを可能とする。
  
- 許可に係る審査の基準についての基本的な考え方を1(1)に明記した。
  - 【基本的な考え方】
  - 自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可は、専門的知見を有する国土交通大臣等の意見を聴いた上で、恒常的な許可を与える特定自動運行許可制度とは異なり、技術的な安全性が十分に確立されていない段階の自動運転車の公道実証実験について、安全確保のため一定の条件を付して一時的に許可するもの。
  - 許可に当たっては、実施計画等が、不測の事態が発生した場合に安全が十分に確保されるものとなっているか、本基準に示す要件に照らして確認するほか、審査事案ごとに個別事情を踏まえた条件を付すことが極めて重要。
  - そうした条件の付与にもかかわらず、不測の事態が発生した場合には、その原因を精確に把握し、実施主体が自動運転技術を向上させることが肝要。こうした再発防止を図る観点から、走行に係るデータを必要に応じて記録及び保存する措置を講じているか確認することが不可欠。

## 「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」の改訂について②

### 改訂のポイント

- 分かりやすい許可基準とすべく、許可に付する条件の項目に位置付けられていた公道審査等の内容を審査基準の項目に記載するとともに、「公道審査」を「公道自律走行確認」に改めるなど構成及び用語を見直した。（次頁参照）
- 許可に付する条件について、実施計画の内容を踏まえ、安全性を個別に精査し、適切かつ具体的な条件を付す必要がある旨を留意事項として明記するとともに、申請に係る事案ごとに付すべき条件の例を示した。
- 一般交通への影響を少なくするために遵守を指導する事項である指導事項と、遵守されるべき関係法令等を確認的に通知する確認事項を分けた。
  - ・ 主な指導事項：賠償能力の確保、地域住民等への情報提供及び周知 等
- 確認事項として、道路使用許可に基づいて実証実験を行う場合であっても、法の規定については、全て適用されることに留意することや、道路運送車両法、道路運送法等の関係法令を遵守することを明記したほか、許可の内容を実現するために適用されないこととなる法の規定が存在する場合には、当該規定について個別具体的かつ詳細に明記すべきことを留意事項として明らかにした。
  - ・ 想定される実験の内容及びその場合に適用されないこととする法の規定の例
    - 通行禁止場所の通行を要する実験：法第8条
    - 道路の右側の通行を要する実験：法第17条第4項

# 「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」の改訂について③

現行
—
1 許可に係る審査の基準
(1) 実験の趣旨等
(2) 実施場所・日時
(3) 安全確保措置
(4) 実験車両等の構造等
(5) 監視・操作者となる者
(6) 遠隔型自動運転システムの公道実証実験において1名の遠隔監視・操作者が複数台の実験車両を走行させる場合の審査の基準
(7) 高速自動車国道等において遠隔型自動運転システムの公道実証実験を行う場合の審査の基準
2 許可期間等
3 許可に付する条件
(1) 実施場所、実施日時等
(2) 実験車両を自律走行させる場合に付する条件
(3) 走行方法
(4) 交通事故の場合の措置等
(5) その他
4 許可に係る指導事項
(1) 共通事項
(2) 遠隔型自動運転システムの公道実証実験に関する事項
5 備考



改訂案
本基準の趣旨
1 許可に係る審査の基準
(1) 基本的な考え方
(2) 基本要件
ア 目的
イ 実験車両及び自動運転機能
ウ 実験の場所、日時及び実施体制
エ 監視・操作者
オ 走行方法
カ 走行状況等の記録
(3) 遠隔型自動運転システムの公道実証実験を行う場合の要件
ア 遠隔監視・操作方法
イ 通信の確保
ウ 監視・操作者による監視・操作が困難となった場合の安全確保措置
エ 保安要員を配置している場合の安全確保措置
オ 1名の監視・操作者による複数台の実験車両の遠隔監視・操作
カ 高速自動車国道等における走行を行う場合
(4) 特別装置自動車の公道実証実験を行う場合の要件
2 許可期間
3 許可に付する条件
(1) 基本事項
(2) 遠隔型自動運転システムの公道実証実験に関する事項
(3) 特別装置自動車の公道実証実験に関する事項
4 許可に係る指導事項
(1) 基本事項
(2) 遠隔型自動運転システムの公道実証実験を行う場合の指導事項
5 許可に係る確認事項